

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年10月1日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第26号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

(熱海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熱海市条例第15号)
の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加え、
同条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に
次の1号を加える。

(5) 休業に関する状況

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年熱海市条例第7号)の一
部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の例外」
を加える。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適
用については、第1項中「3年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権
者が定める任期(以下「任期」という。)」と、第3項中「係属する間」とあるのは「係属
する間(当該期間が任期を超える場合にあっては、任期)」とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によ
るものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わ
ないものとするができる。

2 職員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日におい

てその職を失うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年熱海市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、規則で定めるところにより算出した報酬の額)」を加える。

(熱海市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 熱海市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年熱海市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熱海市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「臨時又は」を削り、同条中「規則の定める基準に従い、任命権者が」を「規則で」に改める。

(熱海市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 熱海市職員の育児休業等に関する条例(平成4年熱海市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)までの間に、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了し、かつ、特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員以外の非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に到達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の機関の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期

間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当

該育児休業に係る子について、当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第10条中「第2条各号」を「第2条第1号及び第2号」に改める。

第22条中「育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第23条中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第24条中「職員」の次に「（非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に限る。）を除く。）」を加える。

（熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（昭和22年熱海市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(熱海市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 熱海市職員の給与に関する条例（昭和26年熱海市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤（再任用短時間勤務職員を除く。）の職員」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「任命権者が」を「条例で」に改める。

(熱海市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 熱海市職員の退職手当に関する条例（昭和38年熱海市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第27項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則に次の2項を加える。

28 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

29 前項の規定の適用を受ける者に対する第9条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。

(熱海市職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第10条 熱海市職員等の旅費に関する条例（昭和34年熱海市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「臨時」を「非常勤」に改め、同条中「臨時任用の者」を「非常勤の者（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）」に、「条例若しくは規則に別段の定めのある場合を除くほか、1級の職務にある者に対して支給する旅費の基準の範囲内で、任命権者が別に」を「常勤の職員の旅費との権衡を考慮して規則で」に改める。

(熱海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 熱海市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年熱海市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「次の各号に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借りている職員(市長が定める職員を除く。)に改め、同条各号を削る。

第18条(見出しを含む。)中「臨時又は」を削り、同条中「給与については」の次に「、職員の給与との均衡を考慮し」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。